

平成23・06・27中第2号

平成23年6月28日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）は、東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、被災した中小企業者を始め、全国の中小企業者の事業環境にも影響を与えています。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆7,915億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を56.2%といたしました。また、この目標達成に向けて、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮や、調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。以下同じ。）が行う契約において、中小企業者の受注機会の増大を図られますよう、また、中小企業者向けの契約目標の達成に向けて、最大限の努力を払われますようお願いいたします。

加えて、本閣議決定の内容に関し、所管各部局（地方支分部局を含む。（衆議院、参議院及び会計検査院を除く。））及び所管独立行政法人等の各契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、国等の契約の方針の実施に当たりましては、下記の諸事項に御留意いただき、本方針の実効性の確保を図られますよう、お願いいたします。

追って、当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、国等の契約の方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催することを予定しておりますので、本協議会への貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等の御担当者へ出席していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

## 記

1. 国等の契約の方針において、「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する」（前文）とされたことを踏まえ、以下に掲げる会社の所管府省は、速やかに要請文書の発出等を行っていただくこと。なお、以下に掲げる会社のほか、同様の趣旨で要請することが適当と考えられる会社等がある場合には、併せて、要請等の発出をしていただくこと。

日本郵政株式会社、株式会社日本政策金融公庫、  
株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関係情報処理センター株式会社、  
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、  
西日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、  
日本環境安全事業株式会社、関西国際空港株式会社、  
東京地下鉄株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、  
本州四国連絡高速道路株式会社

2. 国等の契約の方針第1. 2. (4) ②について

「官公需相談窓口」について、所内配置図への表示や看板等掲げるなど、相談者にその存在が分かりやすいよう配慮していただくとともに、例えば、当該窓口において、受注者の従業員や下請事業者等から労働関係法令等違反の相談（違反が懸念されるものも含む。）を受けた場合などには、相談者の希望に応じ、当該申告情報を最寄りの労働基準監督機関に回付するなどの対応を行っていただくこと。

3. 国等の契約の方針第1. 3. (3) ②について

「公共サービス改革プログラム（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会公表）」に基づく競り下げの試行を含め、各府省等が新たな調

達・契約手法の試行又は導入等を行う場合には、調達対象品目等の選定、競争参加資格や調達手続等の設定等に当たって、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないようにするとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めること。また、各府省等が当該手法の評価・検証を行う場合には、過年度の調達に比して中小企業者の競争参加が増加したか、過年度の調達に競争参加していた中小企業者で参加しなかったものがどの程度あったか、当該手法の試行又は導入により中小企業者向け契約比率がどう変化したかなど、中小企業者の受注機会の確保・増大及び事業環境に与えた影響を分析し、中小企業者の受注機会の確保・増大に向けた改善に資すること。

#### 4. 国等の契約の方針第1. 5. (2) ②について

下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の執行機関から発注機関に対し低入札価格調査対象案件に係る入札価格内訳書等の提供依頼があった場合には、速やかに対応を行っていただくこと。

(総務大臣あての「また書き」の部分は下記のとおり)

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の方針に準じて、中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう御指導くださいますことをお願いいたします。